

国家公務員等の旅費制度の見直しについて

山田 隼士

総務部 会計課 (〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1)

2025年4月1日より、改正旅費法が施行され、国家公務員等の旅費制度について大幅な見直しが行われた。その概要について報告する。

キーワード 旅費、制度改正、業務効率化、実費支給

1. 国家公務員等の旅費制度について

(1) はじめに

国家公務員等の旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」(以下、「旅費法」という)等に基づき、公務のため旅行を行う度に支給されるものである。対象となるのは、国家公務員及び国の要請または依頼によって公務の遂行を補助するために旅行をする者である。

旅費については、国が行う通常の契約と異なり旅行者本人からの請求に基づき支払われる弁償的な性質のものであるため、会計法とは別に旅費法が定められている他、各省で定められる旅費取扱規則などに基づいて運用されている。

(2) 旅費法の歴史と目的

旅費法の基となった旅費規則は、内国旅費は明治19年閣令第14号、外国旅費は明治20年閣令第12号によってそれぞれ公布された。その後、内国旅費規則(昭和18年勅令第684号)及び外国旅費規則(大正10年勅令第401号)の公布を経て、昭和25年に従前の旅費法が制定されている³⁾。

旅費法の制定当時は民間のバス等の運賃や経路確認、交通機関の利用証明が困難であったため、一律の定額を設けるなど多くの旅費種目において定額支給が行われていた。制定後は数度の定額等の見直しあつたものの、制度の根本自体は70年に渡って改正されていなかった。

旅費制度の目的については、旅費法第1条において「公務の目的のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に關し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに國費の適正な支出を図ることを目的とする。」ことが掲げられている。なお、改正後の旅費法においてもこの目的はそのまま継承されている²⁾。

「諸般の基準を定め」とは、旅費制度において、旅費の支給要件や計算・支給方法、旅費の調整等の一般的な基準を設けることを意味している。また、「公務の円滑な運営に資する」とは、公務のために旅行を命じた以上、必要な旅費を支給して、公務の遂行に支障を來さないようすることを意味している³⁾。そして、「國費の適正な支出を図ること」は法律制定の根本目的であり、國費の濫用を防ぐため、支出の適正化を図ることを意味するものである³⁾。このため旅費制度においては、旅行命令制度や旅費請求手続、旅費の計算原則(経済性原則)等を法定し、旅費制度の適切な運用を確保している。なお、ここでいう「適正」という言葉は、単に濫用を防ぐことだけでなく、必要な経費は旅費制度が許容する範囲内で適切に支弁することも示唆している。

(3) 旅費法見直しの契機と経緯

こうして制定された旅費法だが、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、外国の宿泊料金の変動といった国内外の社会情勢の変化に対して、その内容が必ずしも合わないものとなっていたことから、抜本的な内容の見直しが行われることとなつた³⁾。

なお、今回の見直しの前段階として、引越依頼が集中する繁忙期における引越代金の高騰を踏まえ、2020年より従前の旅費法第46条第2項の財務大臣協議に基づき、各府省等において実費支給することが出来る運用が実施されている³⁾。

そして、2024年度通常国会において政府が改正旅費法を提出し、衆参両院においていずれも全会一致で可決・成立した²⁾。これに統いて国家公務員等の旅費に關する法律施行令(以下「政令」という)が新たに制定されるとともに、国家公務員等の旅費支給規程(以下「省令」という)も改正され、内閣官房より「旅費業務の標準

準的取扱い」が発出された。国土交通省においても「国土交通省所管旅費取扱規則」の改正が行われ、2025年4月1日より改正旅費法令が施行される運びとなったところである。

2. 旅費制度見直しの概要

改正前の旅費法は内国旅行と外国旅行に分けて旅費種目の内容を規定していたが、改正後は統合された。以下、各旅費種目の概要及び改正内容を記載する。

(1) 交通費

a) 鉄道賃

鉄道賃は、鉄道及び軌道を利用する移動に対して支給するものである。鉄道賃の額は、運賃、急行料金、特急料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びその他の費用の実費額としている⁴⁾。また、運賃等級がある場合には、職階区分に応じて規定された運賃等級の額が支給額の上限となっている⁴⁾。

従前の旅費法では、内国旅費における特別急行料金（座席指定料金を含む）の支給について片道100km以上の場合に支給するという距離制限がかけられていたが、見直しによりこれが廃止され、旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できるようになった。これは特別急行列車の運行・利用が一般化・多様化し、より合理的・効率的な経路が選択できるようになる中で、距離による一律の利用制限をかける合理性が失われているためである⁴⁾。

さらに、鉄道の利用に際して手数料等（旅行代理店等による手数料を含む。以下同じ）が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能となった。

なお、従前では鉄道賃の対象は鉄道のみであったが、見直しによりその対象は軌道（路面電車やモノレール等）にも拡充されている。これは、旅行者・経理担当者にとって、鉄道と軌道の区別が付きにくい場合も多く、その区別が実務上煩雑であったためである⁴⁾。

b) 船賃

船賃は、船舶を利用する移動に対して支給するものである。船賃の額は、運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びその他の費用の実費額としている⁴⁾。また、運賃等級がある場合には、職階区分に応じて規定された運賃等級の額が支給額の上限となっている⁴⁾。

見直しでは、職階に応じた運賃等級について、等級区分の規定を合理化した。また、船舶の利用に際して手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能となった。

c) 航空賃

航空賃は、航空機を利用する移動に対して支給するものである。航空賃の額は、運賃、座席指定料金及びその他の費用の実費額としている。また、運賃等級がある場合には、職階区分に応じて規定された運賃等級の額が支給額の上限となっている⁴⁾。

見直しにより、内国旅行における運賃等級についての規定を新設し、内閣総理大臣等に特別席の利用が認められてきた運用を本則化した。外国旅行における運賃等級については、4等級の区分（いわゆるファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス、エコノミークラス等）が見られることを踏まえ、規定を適正化している⁴⁾。

加えて、行政経費節減を推進する観点から、ファーストクラスの利用が国務大臣クラス以上に制限されてきた運用を本則化するとともに、著しく長時間の航空機移動をする者についてアップグレードを認めてきた運用を本則化した⁴⁾。

また、航空機の利用に際して手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能となった。

d) その他の交通費

その他の交通費は、見直し前は「車賃」としていたものであり、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に対して支給するものである。その他の交通費の額は、路線を定めて定期運行する乗合バスの運賃及びその他の費用の実費額としている。なお、旅費種目の名称を改めたのは、先述の鉄道賃、船賃及び航空賃以外の交通費が対象であることを明確にするためである⁴⁾。

従前の旅費制度では、内国旅費において定額（1kmあたり37円）が定められていたが、見直しによりこれを廃止し、実費支給とした⁴⁾。路線を定めて定期運行する乗合バスの運賃については、一般的に利用が想定される公共交通機関にかかる費用として推定されることからその額を支給することとなった⁴⁾。

なお、それ以外の費用（タクシーの運賃その他の旅客運送にかかる運賃、レンタカーの賃料その他の移動に直接要する費用及びこれらに付随する費用）については、旅行の実情に照らして公務上必要である場合に支給可能としている⁴⁾。

(2) 宿泊費等

a) 宿泊費

宿泊費は、見直し前は「宿泊料」としていたものであり、旅行中の宿泊について支給するものである⁴⁾。

従前の旅費法では、多くの旅費種目で定額支給方式を採用していた。これは、旅費法制定時において、証拠書

類の確保が困難であったこと、事務を簡素化する要請があつたこと、定額を規定することで冗費の節約を図ろうとしたことが背景にあつたと考えられる。しかしながら、国費の適正な支出という観点からは、旅費制度本来の趣旨に沿つて実費支給とすることが適當である⁴⁾。

また、現在では証拠書類の確保が容易となつており、実際の運用においても領収書の確認が行われてること、業務プロセスやシステムの改善により事務負担の軽減が見込まれること、上限額の設定等により華美な宿泊施設の選定や無用な旅費支給の抑制を図ることが出来ることから、実費支給とした場合にも大きな問題は生じないと考えられる⁴⁾。このため、今回の見直しにより、宿泊費は定額支給方式から上限付き実費支給方式に変更された。

上限額となる宿泊費基準額は、地域の実情や旅行者の職務を勘案し、財務省令で規定されている。また、宿泊費基準額以内で宿泊できない場合であつても、従前の運用を踏まえ、財務省令で定める一定の条件下において、宿泊費基準額を超えて実費額を支給することも可能である⁴⁾。

なお、従前の宿泊料は宿泊代金、夕朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費と解釈されているところ、今般、宿泊費を実費支給方式に変更することや、宿泊代金に夕朝食代が含まれない場合があること等を踏まえ、夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費は宿泊手当の内容に含めることとなつた。

また、宿泊費基準額はその時々の経済社会情勢に合わせて設定していく必要があることから、毎年実勢データの調査を行い、その結果を踏まえて適時適切に見直していくとのことである。なお、2025年度の国内出張における宿泊費基準額は以下の図のとおりである。

◎国内出張の宿泊費上限額（1泊当たり）			
都道府県	10級以下	指定職	総理大臣等
埼玉、 東京 、京都	19,000	27,000	40,000
福岡	18,000	25,000	38,000
千葉	17,000	24,000	36,000
神奈川、 新潟	16,000	22,000	34,000
香川	15,000	21,000	32,000
熊本	14,000	20,000	29,000
北海道、 岐阜 、大阪、広島	13,000	18,000	27,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000	17,000	25,000
青森、秋田、茨城、 富山 、 長野 、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000	15,000	23,000
宮城、 山形 、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000	14,000	21,000
岩手、 石川 、静岡、三重、島根	9,000	13,000	19,000
福島 、鳥取、山口	8,000	11,000	17,000

※単位・円

図-1 国内出張における宿泊費基準額（2025年度）

内国旅行			
別表第一 一 日当、宿泊料及び食卓料 より			
区分	一夜につき		乙地方
	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	19,100円	17,200円
	その他の者	16,500円	14,900円
指定職		14,800円	13,300円
7級以上		13,100円	11,800円
6～3級		10,900円	9,800円
2級以下		8,700円	7,800円

甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方…上記以外の地域

図-2 国内出張における宿泊料定額（2024年度まで）

b) 包括宿泊費

包括宿泊費は、見直しに伴い新設された旅費種目であり、移動及び宿泊が一体となったもの（いわゆるパック旅行）について支給するものである。

従前の旅費法ではパック旅行を想定しておらず、したがつてパック旅行にかかる旅費を請求するための旅費種目が規定されていなかつたため、パック旅行の料金を宿泊料や航空賃等の旅費種目に振り分けて旅費請求書を作成するなど旅費請求に係る事務が煩雑になつた⁴⁾。しかし今般、パック旅行の利用が一般的となつたことを踏まえ、パック旅行に関する新たな旅費種目として今回の見直しにより新設されたのが包括宿泊費である⁴⁾。

なお、パック旅行は移動と宿泊を別々に手配するよりも安価に旅行することを期待するものであることから、包括宿泊費は、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として実費支給することとなつた⁴⁾。

c) 宿泊手当

宿泊手当は、見直し前は「日当」としていたものであり、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として支給するものである。宿泊手当の額は、一夜当たりの定額となっている⁴⁾。

従前の旅費法における日当は、昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされていたが、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であることから、見直しにより昼食代は支給しないことと整理された⁴⁾。また、これまで出張先の細かなバス代など証拠書類による証明が困難と想定される交通費について、日当による定額支給を原則とすることで支給手続きの合理化を図ってきたところであるが、現状、運賃の確認が容易となっており、運用上も交通費は実行程の実費を計

算・支給していることから、日当の構成要素から目的地内の交通費を除くこととなった⁴⁾.

一方で、宿泊を伴う旅行では、通常の勤務時と比べて諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）が発生する一方で、宿泊料を実費支給方式に変更することや、宿泊代金にそのような諸雑費が含まれない場合があること等を踏まえ、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）が支給対象となった.

以上を踏まえ、見直しにより旅費種目の名称を日当から宿泊手当に改めるとともに、宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行（2日以上の期間にわたる旅行）について一夜当たりの定額を支給することとなった⁴⁾. 宿泊手当の定額は財務省令で規定されている⁴⁾.

なお、上記の見直しを踏まえ、旅行100km未満の旅行について日当を2分の1とする規定を廃止するとともに、食卓料についても廃止された.

また、宿泊手当は宿泊費の中に夕朝食代相当が含まれており、かつ、夕朝食代相当額が不明でその金額を宿泊料金から控除して宿泊費本来の金額（素泊まりの金額）を算出することができない場合は、機械的に宿泊手当を減額することとなる. 加えて、旅行中に自宅及びこれに相当する場所に宿泊する場合は、宿泊手当を支給しないこととなっている.

（3）転居費等

a) 転居費

転居費は、見直し前は「移転料」としていたものであり、赴任に伴う転居について支給するものである. 転居費の額は、転居の実態を勘案して財務省令で定める方法により算定される額を上限として、実費額としている⁴⁾.

従前の旅費法では、転居費は新旧在勤地間の距離に応じた定額支給方式だったが、見直しにより新旧居住地間の移転に係る実費支給方式となった. 支給方式の変更に至った考え方は、先述の宿泊費と同様である. 支給に当たっては、転居費にかかる費用であっても旅費の支給対象とすることが適當ではない経費（追加料金等）を対象外とするとともに、経済性を担保するために複数の引越業者による相見積りを取るなど一定の手続きを行うことを求めている⁴⁾.

また、従前の旅費法では、赴任時の旅費の支給対象（移転料や扶養親族移転料の対象となる者）について、職員の扶養親族に限定していたが、共働き夫婦の増加や働き方の変化を踏まえ、扶養しているか否かを問わず職員と同一生計の家族に支給できることとする. それに加えて、職員の赴任に伴い転居を強いられる者の旅行について旅費を支給するという制度趣旨と、新旧居住地間の移転について転居費用を実費支給するという制度設計を

踏まえ、赴任時の旅費の支給対象となる家族については、職員と同居している者であることを要することとした⁴⁾.

なお、これは後述の家族移転費も同様である⁴⁾.

b) 着後滞在費

着後滞在費は、見直し前は「着後手当」としていたもので、赴任に伴う転居に必要な滞在について支給するものである⁴⁾. 着後滞在費の額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする⁴⁾.

従前の旅費法における着後手当は、日当及び宿泊料の定額を基に、原則として規定の日数分（内国旅行は5日分、外国旅行は10夜分）の宿泊料の合計額が支給されていた⁴⁾. 今回の見直しにおいて、宿泊料が実費支給となることを踏まえ、従前制度の夜数分を限度とした上で、実際に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当に相当する額を支給することとなった⁴⁾.

c) 家族移転費

家族移転費は、移転前は「扶養親族移転料」としていたもので、赴任に伴う家族の移転について支給するものである⁴⁾. 家族移転費の額は、家族一人ごとに、職員の移転に相当する旅費の額（交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費（外国旅行の場合のみ）の合計額に相当する額）とする⁴⁾.

見直しにより名称が改められたほか、職員と同一生計の同居家族の移転について、旅費を支給可能とした. また、従前の旅費法では、職員に対する支給額を基礎として機械的に減算した額を支給することとしていたが、移転の実態を勘案し、家族一人ごとに、職員に支給する額を上限として、実費額等を支給するよう改めている⁴⁾.

（4）その他の種目

a) 渡航雑費

渡航雑費は、見直し前は「旅行雑費」としていたものであり、外国旅行に要する雑費について支給するものである. 渡航雑費の額は、予防接種費用、旅費の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他財務省令で定める費用の実費額とする⁴⁾.

見直しにより、自国から外国への旅行または外国から外国への旅行に要する雑費に加えて、外国から自国への旅行に要する雑費を支給可能とした. 支給内容については、経済社会情勢等に合わせて対応できるよう、その一部を財務省令に委任している⁴⁾.

また、従前の旅費法で定額支給としている支度料は、運用上、旅行命令権者に認められた保険料、医薬品等にかかる費用を定額の範囲内で実費支給していることから、今般、同じく外国旅行に要する雑費について支給する渡

航雑費に統合された⁴⁾。

(5) 日額旅費や在勤地等について

日当が宿泊手当に見直されたことに加え、事務合理化やルール簡素化の観点により、従前設けられていた日額旅費制度は廃止された。また、在勤地内の旅行及び在勤地以外の同一地域内旅行の規定も廃止されている。

また、従前は官署発着が原則であり、自宅発着の場合は比較が必要であったが、見直し後は自宅等発着による旅費計算・支給が可能となり、比較は不要となった。

(6) 旅行役務提供者とその要件について

従前の旅費制度では、旅行代理店等の活用が想定されておらず、原則旅行した職員本人のみが、旅費の請求主体・受給対象とされている。しかし、実際の運用においては、職員が旅行代理店を活用する場合には、旅行代理店との間で代理受領等指示書を取り交わすことにより、旅行代理店による旅費の代理受領を認めている。本運用においても、旅行する職員は一時的に旅行代金を立替えていることから、このような職員による立替えをなくし、事務負担軽減を図る観点から、旅行代理店等の活用をさらに拡大することが望ましいと考えられた。

このため、改正後の旅費法では、事前に各府省等との間で旅行に係る役務の提供に係る契約（以下、「旅行役務提供契約」という）を結んだもの（旅行役務提供者）は、各府省等に対して、旅費に相当する金額を直接請求・受給できることとしている⁴⁾。これにより、職員の出張・赴任に関する旅費精算に対して、いわゆるコーポレート契約（法人に属する職員に後払い利用させ、法人が後から一括して代金を支払う契約）が可能となった⁴⁾。

旅費法施行令では、旅行役務提供契約を結ぶことができる者として、旅行代理店の他に、鉄道会社等、海運会社、航空会社、バス・タクシー事業者、ホテル等、引越し業者、クレジットカード会社を規定している⁴⁾。このため、これらの者が各府省等との間で旅行役務提供契約を結び、当該契約に従ってこれらの者が旅行者に旅行に係る役務等を提供した場合には、各府省等は、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供契約に基づき、旅費に相当する金額を直接これらの者に支払うことができるようになった⁴⁾。

3. 今後の課題

北陸地方整備局においても新制度の施行に合わせ、2025年2月19日に管内の事務所等に説明会を行い、4月より新制度による旅費制度を執行しているところであるが、管内の事務所等から聞こえてくる意見としては、実

費となったことで手続きが従前のものより煩雑となった他、宿泊費基準額を超える場合が多いため基準額が市場価格よりも安価なのではないか（特に石川県）、引越業者が繁忙期に営業対象外区域とされるため転居に労力がかかる、などというものがある。特に転居費の支給については多額のため各職員の負担になる場合が多いことから、今回の制度改正で認められた役務提供者等の契約を行えば解消する部分はあると考えられる。

新旅費制度は始まったばかりであり、その浸透には一定の時間がかかると考えているが、会計課としては北陸地方整備局のインターネットに資料を掲載し、またサイボウズのスペース機能（サイボウズ廃止後はTeamsのチャット機能を利用予定）を活用し日々周知を行っている。さらに8月には新旅費制度に関するスキルアップセミナー（旅費担当者向けの説明会）を開催しており、職員へのさらなる周知に努めているところである。

4. あとがき

旅費制度の見直しに伴い、業務の効率化を追求していく必要があると考えられる一方で、旅費法や旅費業務の標準的な取扱いにも記載があるが、旅行命令権者や旅行者自身が国費を使って旅行をしているという意識も非常に大切なことであると考える。

制度が施行されてまだ数ヶ月程度であり、上記の通り課題もあるが、北陸地方整備局会計課としては、制度改革の趣旨を念頭に置きつつも、制度を見直してもなお変わらない「国費の適正な支出」という旅費法の基本を忘れずに、適切な旅費の処理を行うとともに管内への一層の周知を図って参りたい。

参考文献

- 1) 「旅費法詳解（第9次改訂版）」（学陽書房）
- 2) 「国家公務員等の旅費制度の改正について」（財務省）
https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/travel_expenses/kaisci.html
- 3) 「ファイナンス」令和6年7月号『国家公務員等の旅費制度の見直しについて（法律編）』（財務省）
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202407/202407g.html
- 4) 「ファイナンス」令和6年10月号『国家公務員等の旅費制度の見直しについて（政令編）』（財務省）
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202410/202410e.html
- 5) 「ファイナンス」令和7年2月号『国家公務員等の旅費制度の見直しについて（省令編）』（財務省）
https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202502/202502j.html